

公園施設長寿命化計画改定業務 仕様書

第1章 総則（一般事項）

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、公園施設長寿命化計画改定業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部）によるものとする。ただし、協議を必要とする場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、以下の法令等に準拠するものとする。
 - ア. 都市公園法
 - イ. 都市計画法
 - ウ. 都市公園法運用指針（国土交通省都市局）
 - エ. 吹田市都市公園条例
 - オ. 公園緑地マニュアル（一般社団法人 日本公園緑地協会）
 - カ. 都市公園技術標準解説書（一般社団法人 日本公園緑地協会）
 - キ. 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（国土交通省）
 - ク. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）
 - ケ. 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014（一般社団法人 日本公園施設業協会）
 - コ. 都市公園安全・安心対策に関する調査・計画（一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会）
 - サ. その他業務施行にあたり必要な諸法令
- (3) 本業務に伴い知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施に当たり、契約図書及び発注者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、作業に努めること。

3 承諾、協議、指示の方法

承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市が行う指示についても同様とする。

4 疑義等

受注者は、本業務の仕様書及び契約図書に不明な点及び疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

第2章 委託業務

1 業務目的

本市では、平成23年度に市が管理する都市公園について、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として、公園施設長寿命化計画（以下「前計画」という。）を策定した。

また、平成29年度には、重要度の高い遊戯施設について、前計画に対する対策の実施内容の更新を行い、計画の見直しを行った。

本業務は、前計画の策定以降に行った施設の更新や新設等の維持保全内容を更新し、一般施設については必要な健全度調査を実施した上で健全度・緊急度判定を行い、昨年度実施した「公園等遊具点検業務」の遊戯施設の点検及び健全度判定結果と合わせ、公園施設長寿命化計画を改定することを目的とする。

2 対象区域

吹田市内の都市公園 132箇所（別紙「対象公園一覧表」のとおり）

3 履行期間

令和3年8月3日から令和4年2月28日までとする。

4 業務内容

（1）基本方針の検討

1）公園施設の長寿命化のための基本方針の検討

前計画以降の維持保全内容を踏まえ、予防保全型管理と事後保全型管理との類型に応じた長寿命化のための基本方針を検討する。

2）日常的な維持保全に関する基本方針の検討

前計画以降の維持保全内容を踏まえ、健全度調査で明らかとなった公園施設の維持保全に関する改善点を加味し、今後の維持保全に関する事項について検討する。

検討結果は、公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体の有り方ならびに個別の施設の健全度から長寿命化に向けた課題を整理し、さらにストック効果などを考慮したうえで、長寿命化の基本方針としてまとめる。

（2）健全度調査と健全度判定

健全度調査・判定は、別紙「対象公園一覧表」の健全度調査の対象のとおり、公園再整備予定のある公園、近年再整備を行った公園、開設年度の新しい公園を除いた123箇所を対象に実施する。

対象施設は、前計画以降の維持保全内容を反映させた上で、「予防保全型管理を行う施設」に分類される一般施設について、優先的に調査が必要な施設のみとする。（**300施設**程度を想定）

一般施設は、基本的には製品を主対象とし、高価で複雑な構造を有し、長寿命化対策を講じることによりライフサイクルコストの縮減が図れる施設を対象とし、施設全体及び主要部材について目視等により確認、健全度判定を行い、写真（部位ごと）及び「健全度調査票」等に整理する。

遊戯施設については、昨年度実施した「公園等遊具点検業務」の遊戯施設の点検及び健全度判定結果を整理する。

(3) 公園施設長寿命化計画の検討

各公園施設に望まれる維持管理方法を踏まえたライフサイクルコストを積み上げ、各公園の補修・更新に必要とされる費用を算出する。この検討内容を基本に、これまでの維持管理費や年間の改修費との費用比較を行い、長寿命化対策による効果を明確にし、望ましい維持管理方法を検討するため、次の項目を整理する。

1) 公園施設長寿命化計画のための基本方針の設定

既存資料等を基にした公園全体の状況と照らし合わせた上で、対象公園および公園全体のあり方等について、長寿命化に向けた課題を整理し、対策方法なども検討したうえで、公園施設長寿命化のための基本方針を設定する。

- ① 定期的な健全度調査の実施方針
- ② 補修方法と頻度、更新時期の判断に関する方針
- ③ 計画期間、使用見込み期間の設定方法に関する方針

2) 補修及び更新等の工法の検討

構造材の各施設の目的機能や安全性の発現はもとより、劣化に応じた工法の比較検討等により選定し、過度な処置とならないようにする。

3) 補修および更新等の時期の検討

補修及び更新等は、公園施設長寿命化計画の計画期間内に実施することとする。とし、緊急度の判定および処分制限期間等を勘案して時期の検討を行うものとする。

4) 消耗部材の交換計画の検討

消耗部材の交換時期について検討する。

5) ライフサイクルコストの検討

計画対象公園施設の長寿命化対策による効果を算定するために、維持保全費、更新費および補修費等の長寿命化対策費を勘案して、実施した場合と実施しない場合の縮減効果の比較検討を行うものとする。

(4) 公園施設長寿命化計画の策定

基本方針に基づき公園施設長寿命化計画を作成し、以下の項目についてまとめる。

- ① 計画期間（10年）
- ② 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
- ③ 健全度を把握するための点検調査結果の概要&日常的な維持管理に関する基本方針
- ④ 施設の補修、改築・更新実施時期
- ⑤ 公園施設の劣化予測の検討
- ⑥ 健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
- ⑦ 長寿命化対策工法の選定とライフサイクルコスト（LCC）の算定
- ⑧ 公園施設長寿命化計画調書の作成

(5) 維持管理ツールの作成

計画の進行・管理に関して、Microsoft Excel等の汎用性の高いソフトを駆使した操作性のよいツールを作成する。

本ツールは、長寿命化計画の見直し計画にも利用できるように、対象施設（工種、部位、工事内容、修繕、補修、点検）ごとに細分化・関連付けを行い、施設の劣化状況を個別に把握できる機能や長寿命化事業（修繕・改築）の有無による効果が把握できる機能を付与する。

また、計画策定以降に実施する健全度調査結果等を反映できるように、新たな入力フォームの作成や年度ごとに長寿命化事業の優先順位が把握できる機能を付与する。

さらに、国の要請や住民からの陳情要請に即座に対応できるように、下記機能も付与する。

- ① 公園及び施設の追加・修正・更新
- ② 日常の点検や定期点検結果の反映
- ③ 補修及び更新等にかかる費用の改定
- ④ 更新時期・費用の算定/補修時期・費用の算定
- ⑤ 長寿命化対象施設の出力/平準化シミュレーション
- ⑥ 計画全体の長寿命化対策の実施効果（LCCの縮減効果）

(6) 報告書の作成

調査検討内容を公園施設長寿命化計画報告書として、下記のとおりとりまとめる。

- ① 公園施設長寿命化計画報告書（概要版を含む）
- ② 様式0「公園施設長寿命化計画書」
- ③ 様式1「公園施設長寿命化計画調書」（総括表）
- ④ 様式2「公園施設長寿命化計画調書」（都市公園別）
- ⑤ 様式3「公園施設長寿命化計画調書」（公園施設種類別現況）
- ⑥ 長寿命化対策の根拠となる資料（打合せ記録、施設DB、LCC算出根拠、写真等）
- ⑦ 公園施設維持管理ツール及び操作マニュアル
- ⑧ 公園施設長寿命化計画策定公園位置図出力図
- ⑨ 公園施設長寿命化計画基礎資料（点検調査票および写真）

(7) 打合せ協議

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて打合せを行い、その結果を記録し、相互に確認するものとする。打合せ回数は4回を想定している。

5 成果品

業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする

- ① 長寿命化計画基本方針報告書
- ② 長寿命化計画報告書
- ③ 長寿命化計画基礎資料 A4版簡易製本2部
 - ・ 計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等

（点検調査票、ライフサイクルコスト算出根拠、各種施設の写真等）
- ④ 長寿命化計画維持・進行管理ツール 1式
- ⑤ 上記の電子データ（CD-RまたはDVD-R 2部）
 - ・ その他、本業務の実施にあたり作成した電子情報、写真等

電子データのファイル形式は「docx. xlsx. pptx. (Micro Soft)」、「shp (GIS データ)」、「ai (Adobe イラストレーター)」等の一般汎用データ形式とし、これら電子データはすべて発注者にて処理、加工、修正が可能な状態で納品すること。

第3章 履行

1 管理技術者の選任

管理技術者は、本業務委託の受注者と直接的雇用関係がなければならない。また、下記の(1)から(2)のいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 技術士法による二次試験のうち技術部門を「建設部門」または「総合技術監理部門」（選択科目「建設部門」）に合格し、同業務の実務経験を有する者。

- (2) (一社) 建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM (登録部門「造園」または「都市計画及び地方計画」) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で、同業務の実務経験を有する者。

2 着手

(1) 契約関係書類の提出

受注者は、契約締結後15日以内に、次の書類(本市所定の様式)を本市に提出すること。

- ・業務着手届
- ・下請事業者名簿
- ・管理技術者届(選任した者の直接の雇用が確認できる書類及び資格証明書の写しを添付すること。)

(2) 業務計画書及び工程表の作成と提出

受注者は、契約締結後15日以内かつ業務着手前に、業務計画書及び工程表を作成し、本市担当職員の承諾を得たうえで提出すること。

(3) 着手報告

受注者は、本業務着手に当たっては、その旨本市担当職員に報告すること。

3 貸与資料

本市は本業務の実施にあたり関係資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、関係資料等を借用する際、借用書を本市に提出し、関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこととする。

4 諸手続き等

(1) 関係官公庁等の手続き等

管理技術者は、本業務遂行のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きを速やかに処理しなければならない。なお、管理技術者が関係官公庁等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を本市担当職員に申し出て協議するものとする。

(2) 関係機関との協議

受注者は、関係する機関との協議を必要とする場合、本市担当職員の下承を得てから行うこととする。また、本市担当職員が当該協議に同席しない場合には、協議した内容を本市担当職員に速やかに報告することとする。

(3) 測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」(旧称「業務カルテ」)を作成し、発注者の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」(旧称「業務カルテ受領書」)が届いた際は、その写しを速やかに発注者に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

5 完了

(1) 契約関係書類・成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の書類を本市に提出し、本市の完了検査を受けるものとする。

- ・業務完了届（本市所定の様式によること。）
- ・打合せ・協議記録簿
- ・成果品
- ・支払請求書、明細書
- ・その他本市が指示するもの

(2) 提出書類の検査

検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、管理技術者を出席させることとする。受注者の責務に帰すべき事由又は本市の検査により不適切と認められる場合は、速やかにその箇所の訂正又は補正を行うこととする。

6 瑕疵担保

受注者は、成果品納入後であっても、その成果品に隠れた誤りがあった場合、又はその成果品に不備があった場合には、速やかにこれを訂正、補正その他必要な措置をとらなければならない。なお、これにかかる経費等については全て受注者の負担によるものとする。

7 知的財産権

本業務において得られた成果物等（データ及び中間成果物を含む）の一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、全て本市に帰属する。また、受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。

8 補足資料

受注者は、本業務に関連して補足的に資料の作成等の必要が生じた場合、本市担当職員の指示によりこれを行うものとする。

対象公園一覧表

| 番号 | 公園名 | 種別 | 開設年度 | 開設面積 (ha) | 所在地 | 健全度調査 の対象 |
|----|---------|------|------|--------------|-----------|--------------|
| 1 | 大井池公園 | 街区公園 | S26 | 0.54 | 藤が丘町4番 | ○ |
| 2 | 金田公園 | 街区公園 | S28 | 0.16 | 金田町26番 | ○ |
| 3 | 玉の井公園 | 街区公園 | S40 | 0.20 | 垂水町1丁目34番 | ○ |
| 4 | 住友公園 | 街区公園 | S28 | 0.16 | 原町4丁目12番 | ○ |
| 5 | 松が丘第1公園 | 街区公園 | S40 | 0.02 | 千里山松が丘22番 | ○ |
| 6 | 松が丘第2公園 | 街区公園 | S42 | 0.12 | 千里山松が丘19番 | ○ |
| 7 | 松が丘第3公園 | 街区公園 | S40 | 0.04 | 千里山松が丘15番 | ○ |
| 8 | 原新池公園 | 街区公園 | S41 | 0.38 | 片山町4丁目27番 | ○ |
| 9 | 豊津公園 | 街区公園 | S42 | 0.30 | 豊津町7番 | ○ |
| 10 | 江の木公園 | 街区公園 | S42 | 0.40 | 江の木町4番 | ○ |
| 11 | 穂波公園 | 街区公園 | S45 | 0.24 | 穂波町8番 | ○ |
| 12 | はぎのき公園 | 街区公園 | S46 | 0.95 | 古江台2丁目11番 | ○ |
| 13 | こでまり公園 | 街区公園 | S42 | 0.40 | 青山台3丁目14番 | ○ |
| 14 | あじさい公園 | 街区公園 | S42 | 0.25 | 藤白台4丁目11番 | ○ |
| 15 | ふじのき公園 | 街区公園 | S42 | 0.98 | 藤白台3丁目3番 | ○ |
| 16 | おばな公園 | 街区公園 | S42 | 0.26 | 古江台1丁目17番 | ○ |
| 17 | さるすべり公園 | 街区公園 | S40 | 0.52 | 津雲台4丁目8番 | ○ |
| 18 | やまぶき公園 | 街区公園 | S41 | 0.14 | 津雲台4丁目1番 | ○ |
| 19 | さざんか公園 | 街区公園 | S40 | 0.29 | 高野台4丁目4番 | ○ |
| 20 | ゆりのき公園 | 街区公園 | S37 | 0.18 | 佐竹台6丁目9番 | ○ |
| 21 | しいのき公園 | 街区公園 | S43 | 0.27 | 竹見台3丁目5番 | ○ |
| 22 | あべりあ公園 | 街区公園 | S43 | 0.88 | 竹見台1丁目2番 | ○ |
| 23 | にれのき公園 | 街区公園 | S43 | 0.25 | 桃山台1丁目3番 | ○ |
| 24 | もものき公園 | 街区公園 | S43 | 0.47 | 桃山台2丁目4番 | ○ |
| 25 | あせび公園 | 街区公園 | S46 | 0.45 | 藤白台2丁目21番 | ○ |
| 26 | 下新田公園 | 街区公園 | S46 | 0.25 | 南吹田5丁目5番 | |
| 27 | 広芝公園 | 街区公園 | S44 | 0.53 | 広芝町1番 | ○ |
| 28 | 南金田公園 | 街区公園 | S47 | 0.27 | 南金田2丁目9番 | ○ |
| 29 | 上新田公園 | 街区公園 | S50 | 0.37 | 南吹田1丁目8番 | |
| 30 | 南清和園公園 | 街区公園 | S49 | 0.32 | 南清和園町43番 | ○ |
| 31 | 川岸公園 | 街区公園 | S45 | 0.25 | 川岸町13番 | ○ |
| 32 | 山田公園 | 街区公園 | S46 | 0.18 | 山田東2丁目3番 | ○ |
| 33 | 榎阪大池公園 | 街区公園 | S54 | 0.41 | 江坂町3丁目13番 | ○ |
| 34 | 染の井公園 | 街区公園 | S51 | 0.12 | 江坂町2丁目27番 | ○ |
| 35 | 谷上池公園 | 街区公園 | S49 | 0.27 | 佐井寺2丁目2番 | ○ |

| 番号 | 公園名 | 種別 | 開設年度 | 開設面積 (ha) | 所在地 | 健全度調査 の対象 |
|----|-----------|------|------|--------------|------------|--------------|
| 36 | 岸部中第1公園 | 街区公園 | S50 | 0.25 | 岸部中2丁目7番 | ○ |
| 37 | さつき公園 | 街区公園 | S46 | 0.24 | 佐竹台1丁目3番 | ○ |
| 38 | 江坂山北公園 | 街区公園 | S48 | 0.13 | 千里山西2丁目17番 | ○ |
| 39 | 江坂山南公園 | 街区公園 | S50 | 0.34 | 江坂町5丁目3番 | ○ |
| 40 | 安威川公園 | 街区公園 | S46 | 0.54 | 南高浜町33番 | ○ |
| 41 | いずみ公園 | 街区公園 | S50 | 0.10 | 泉町2丁目11番 | ○ |
| 42 | 山田下公園 | 街区公園 | S50 | 0.15 | 山田東1丁目8番 | ○ |
| 43 | いずみ南公園 | 街区公園 | S53 | 0.16 | 泉町2丁目26番 | ○ |
| 44 | 江坂西公園 | 街区公園 | S55 | 0.11 | 江坂町4丁目23番 | ○ |
| 45 | 吹東公園 | 街区公園 | S55 | 0.11 | 吹東町15番 | ○ |
| 46 | 山田西第1公園 | 街区公園 | S56 | 0.34 | 山田西1丁目5番 | ○ |
| 47 | 山田西第2公園 | 街区公園 | S56 | 0.29 | 山田西2丁目5番 | ○ |
| 48 | 山田西第3公園 | 街区公園 | S56 | 0.14 | 山田西2丁目14番 | ○ |
| 49 | 王子公園 | 街区公園 | S55 | 0.35 | 山田西3丁目9番 | ○ |
| 50 | 山田駅東公園 | 街区公園 | H15 | 0.43 | 山田西4丁目6番 | ○ |
| 51 | 末広公園 | 街区公園 | S57 | 0.33 | 末広町20番 | ○ |
| 52 | 新しいずみ公園 | 街区公園 | S58 | 0.10 | 泉町2丁目40番 | ○ |
| 53 | あんず公園 | 街区公園 | S58 | 0.10 | 五月が丘北21番 | ○ |
| 54 | 佐井寺東公園 | 街区公園 | S59 | 0.16 | 五月が丘南12番 | ○ |
| 55 | いずみの園公園 | 街区公園 | S59 | 0.13 | 泉町2丁目16番 | |
| 56 | 円山公園 | 街区公園 | S60 | 0.10 | 円山町30番 | ○ |
| 57 | 尺谷公園 | 街区公園 | S61 | 0.39 | 尺谷6番 | ○ |
| 58 | 岸部南公園 | 街区公園 | S62 | 0.10 | 岸部南1丁目4番 | ○ |
| 59 | 南正雀ふれあい公園 | 街区公園 | H1 | 0.41 | 南正雀2丁目33番 | ○ |
| 60 | 原竜が池公園 | 街区公園 | H1 | 0.15 | 原町3丁目37番 | ○ |
| 61 | 亥の子谷北公園 | 街区公園 | S61 | 0.15 | 山田西1丁目25番 | ○ |
| 62 | 亥の子谷公園 | 街区公園 | H4 | 0.25 | 山田西1丁目31番 | ○ |
| 63 | 竹谷公園 | 街区公園 | H6 | 0.12 | 竹谷町1丁目27番 | ○ |
| 64 | 上山手公園 | 街区公園 | H5 | 0.20 | 上山手町18番 | ○ |
| 65 | 佐井寺南公園 | 街区公園 | H8 | 0.10 | 佐井寺1丁目10番 | ○ |
| 66 | 千里山東にちご公園 | 街区公園 | H8 | 0.12 | 千里山東4丁目13番 | ○ |
| 67 | 宮が谷池公園 | 街区公園 | H4 | 0.15 | 原町2丁目28番 | ○ |
| 68 | 片山北ふれあい公園 | 街区公園 | H6 | 0.74 | 片山町2丁目14番 | ○ |
| 69 | 岸部中第2公園 | 街区公園 | H6 | 0.25 | 岸部中1丁目18番 | ○ |
| 70 | 佐井寺北公園 | 街区公園 | H9 | 0.14 | 佐井寺3丁目22番 | ○ |

| 番号 | 公園名 | 種別 | 開設年度 | 開設面積 (ha) | 所在地 | 健全度調査 の対象 |
|-----|-----------|------|------|--------------|------------|--------------|
| 71 | 佐井寺新池公園 | 街区公園 | H9 | 0.22 | 佐井寺3丁目5番 | ○ |
| 72 | 山田下ふれあい公園 | 街区公園 | H9 | 0.21 | 山田東1丁目21番 | ○ |
| 73 | 千里山公園 | 街区公園 | S60 | 0.22 | 千里山東2丁目17番 | ○ |
| 74 | こすも公園 | 街区公園 | S61 | 0.10 | 東御旅町10番 | ○ |
| 75 | 東御旅公園 | 街区公園 | S62 | 0.14 | 東御旅町2番 | ○ |
| 76 | 千里山西公園 | 街区公園 | H1 | 0.24 | 千里山西4丁目37番 | ○ |
| 77 | 岸部北公園 | 街区公園 | H2 | 0.11 | 岸部北4丁目27番 | ○ |
| 78 | 千里山東公園 | 街区公園 | H3 | 0.20 | 千里山東2丁目5番 | ○ |
| 79 | 山田東公園 | 街区公園 | H3 | 0.10 | 山田東4丁目37番 | ○ |
| 80 | ルネ千里丘公園 | 街区公園 | H3 | 0.16 | 山田南29番 | ○ |
| 81 | 山田小川公園 | 街区公園 | H3 | 0.20 | 山田東1丁目32番 | ○ |
| 82 | 千里台公園 | 街区公園 | H3 | 0.16 | 檜切山13番 | ○ |
| 83 | 青葉丘南第1公園 | 街区公園 | H3 | 0.10 | 青葉丘南8番 | ○ |
| 84 | 青葉丘南第3公園 | 街区公園 | H3 | 0.14 | 青葉丘南16番 | ○ |
| 85 | だいのき公園 | 街区公園 | H3 | 0.12 | 山田南45番 | ○ |
| 86 | 引谷公園 | 街区公園 | H3 | 0.20 | 山田東4丁目40番 | ○ |
| 87 | 五反島公園 | 街区公園 | H4 | 0.47 | 南吹田5丁目34番 | ○ |
| 88 | 南正雀わんぱく広場 | 街区公園 | H4 | 0.46 | 南正雀4丁目2番 | ○ |
| 89 | 原町公園 | 街区公園 | H7 | 0.22 | 原町4丁目28番 | ○ |
| 90 | 吹一公園 | 街区公園 | H7 | 0.10 | 元町31番 | ○ |
| 91 | 青葉丘公園 | 街区公園 | H9 | 0.14 | 青葉丘北18番 | ○ |
| 92 | 上山田公園 | 街区公園 | H10 | 0.23 | 上山田7番 | ○ |
| 93 | 山田西にこにこ公園 | 街区公園 | H11 | 0.17 | 山田西1丁目7番 | ○ |
| 94 | 川園公園 | 街区公園 | H11 | 0.79 | 川園町60番 | ○ |
| 95 | 垂水上池公園 | 街区公園 | H11 | 0.32 | 円山町3番 | ○ |
| 96 | 春日わんぱく公園 | 街区公園 | H12 | 0.33 | 春日2丁目6番 | ○ |
| 97 | 千里丘西公園 | 街区公園 | H13 | 0.21 | 千里丘西25番 | ○ |
| 98 | 山田川公園 | 街区公園 | H14 | 0.13 | 山田市場9番 | ○ |
| 99 | 千里丘上公園 | 街区公園 | H14 | 0.11 | 千里丘上36番 | ○ |
| 100 | 長野西公園 | 街区公園 | H14 | 0.21 | 長野西17番 | ○ |
| 101 | 新芦屋下公園 | 街区公園 | H15 | 0.18 | 新芦屋下15番 | ○ |
| 102 | 新芦屋上公園 | 街区公園 | H17 | 0.28 | 新芦屋上2番 | ○ |
| 103 | 山田上王子池公園 | 街区公園 | H18 | 1.10 | 山田西4丁目 | ○ |
| 104 | 山田西ふれあい公園 | 街区公園 | H19 | 0.16 | 山田西3丁目137番 | ○ |
| 105 | 長野公園 | 街区公園 | H20 | 1.40 | 長野東71番1 | ○ |

| 番号 | 公園名 | 種別 | 開設年度 | 開設面積 (ha) | 所在地 | 健全度調査 の対象 |
|-----|------------|-------|------|--------------|-------------|--------------|
| 106 | 原町ふれあい公園 | 街区公園 | H22 | 0.17 | 原町4丁目2164番8 | ○ |
| 107 | 星ヶ池公園 | 街区公園 | H24 | 0.35 | 千里丘北 | |
| 108 | 神崎新田公園 | 街区公園 | H25 | 0.12 | 南吹田4丁目13番 | |
| 109 | 千里山中央公園 | 街区公園 | H27 | 0.30 | 千里山虹が丘 | |
| 110 | 春日おさんぽ公園 | 街区公園 | H29 | 0.11 | 春日3丁目 | |
| 111 | 円山中央公園 | 街区公園 | R1 | 0.28 | 円山町52番 | |
| 112 | 津雲公園 | 近隣公園 | S39 | 3.00 | 津雲台3丁目13番 | ○ |
| 113 | 高野公園 | 近隣公園 | S39 | 2.70 | 高野台1丁目4番 | ○ |
| 114 | 佐竹公園 | 近隣公園 | S38 | 3.10 | 佐竹台3丁目4番 | ○ |
| 115 | ねむのき公園 | 近隣公園 | S41 | 1.20 | 佐竹台4丁目10番 | ○ |
| 116 | 竹見公園 | 近隣公園 | S43 | 2.00 | 竹見台4丁目3番 | ○ |
| 117 | 青山公園 | 近隣公園 | S41 | 2.70 | 青山台4丁目4番 | ○ |
| 118 | 藤白公園 | 近隣公園 | S42 | 2.30 | 藤白台3丁目4番 | ○ |
| 119 | 古江公園 | 近隣公園 | S40 | 3.00 | 古江台5丁目4番 | ○ |
| 120 | くちなし公園 | 近隣公園 | S42 | 1.70 | 青山台2丁目2番 | ○ |
| 121 | 江坂公園 | 近隣公園 | S44 | 2.30 | 江坂町1丁目19番 | ○ |
| 122 | 南吹田公園 | 近隣公園 | S48 | 2.30 | 南金田1丁目12番 | ○ |
| 123 | 山田西公園 | 近隣公園 | S61 | 1.90 | 山田西2丁目12番 | ○ |
| 124 | 新芦屋中央公園 | 近隣公園 | S55 | 1.10 | 新芦屋上28番 | ○ |
| 125 | 佐井寺南が丘公園 | 近隣公園 | H8 | 1.00 | 佐井寺南が丘14番 | ○ |
| 126 | 建都レールサイド公園 | 近隣公園 | H30 | 2.56 | 片山町1丁目 | |
| 127 | 中の島公園 | 地区公園 | S26 | 6.40 | 中の島町6番 | ○ |
| 128 | 片山公園 | 地区公園 | S41 | 4.00 | 出口町31番 | ○ |
| 129 | 桃山公園 | 地区公園 | S46 | 6.00 | 桃山台2丁目10番 | ○ |
| 130 | 千里南公園 | 総合公園 | S38 | 10.50 | 津雲台1丁目3番 | ○ |
| 131 | 千里北公園 | 総合公園 | S40 | 30.10 | 藤白台5丁目1番 | ○ |
| 132 | 紫金山公園 | 総合公園 | S48 | 8.40 | 岸部北4丁目17番 | ○ |
| 合計 | | 132箇所 | | 128.91 | | 123箇所 |